

屋内体育施設臨時休館延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、屋内体育施設は下記の期間まで、臨時休館を延長させていただきます。

【期間】

令和2年3月2日（月）～ 5月6日（水）まで

※今後の新型コロナウイルスの感染状況の変化などにより、休館期間が変更となる場合があります。

ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

指定管理者：公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団・公益財団法人フィットネス21 事業団共同事業体